

5 教保第 362 号
令和5年4月11日

一般社団法人京都府医師会会長
一般社団法人京都府歯科医師会会長 様
一般社団法人京都府薬剤師会会長

京都府教育委員会
教育長 前川 明範

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準
を定める政令の一部を改正する政令等の施行について

別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局長から通知がありましたのでお知らせ
します。

京都府教育庁指導部保健体育課
健康安全教育振興係 音川
〒600-8533 京都市下京区中堂寺命婦町1-10
京都産業大学 むすびわざ館4階
TEL(075)414-5874 FAX(075)414-5863
E-mail: s-otogawa12@pref.kyoto.lg.jp



4文科初第2766号
令和5年4月3日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局長
藤原 章 夫

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

このたび、別添1のとおり、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和5年政令第154号）」が施行されました。

また、別添2のとおり、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を定める件（令和5年文部科学省告示第40号）」が、別添3のとおり、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件（令和5年文部科学省告示第41号）」が、それぞれ施行されました。概要は下記のとおりですので、事務処理に遺漏のないようお願いします。

なお、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）による補償を行うべき事例（市町村立の学校における事例も含む。）が生じた場合には、文部科学省への御連絡をお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、このことを域内の市町村教育委員会等関係機関に対し御周知くださいますよう併せてお願いします。

記

1 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令について

（改正の趣旨）

- ・人事院規則16-0（職員の災害補償）に基づき、令和5年4月1日より人事院が定める国家公務員の公務災害補償における介護補償の額が引き上げられたことに伴うものであること。
- ・一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第81号）により、医療職俸給表（一）及び（二）の改定が令和4年4月1日から適用されたことに伴うものであること。

(改正の内容)

- ・介護補償の額を引き上げること。(第6条の2第2項関係)
- ・休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げること。(別表関係)

- 2 公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき，遺族補償年金等の額に乗ずる率を定める件について

(告示の内容)

令和5年4月1日以降に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金等の額の算定に用いる率を定めたこと。

- 3 公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき，長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件について

(告示の内容)

令和5年4月1日以降における長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定めたこと。

【本件照会先】

文部科学省 初等中等教育局
健康教育・食育課 企画調整係
TEL : 03-5253-4111 (内線 4950)
e-mail : kenshoku@mext.go.jp

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百五十四号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第一号中「十七万二千五百五十円」を「十七万二千五百九十円」に改め、同項第二号中「七万五千二百九十円」を「七万七千八百九十円」に改め、同項第三号中「八万五千七百八十円」を「八万六千二百八十円」に改め、同項第四号中「三万七千六百円」を「三万八千九百円」に改める。別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「六、二四五円」を「六、三四〇円」に、「八、〇〇三元」を「八、〇八五円」に、「九、六〇八円」を「九、六四〇円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「五、二六三元」を「五、三四〇円」に、「六、二四〇円」を「六、三一〇円」に、「六、九〇〇円」を「六、九二五円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第六条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の規定は、令和四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

文部科学大臣 永岡 桂子

内閣総理大臣 岸田 文雄

平成二十二年三月三十一日まで		平成二十三年三月三十一日まで		平成二十四年三月三十一日まで		平成二十五年三月三十一日まで		平成二十六年三月三十一日まで		平成二十七年三月三十一日まで		平成二十八年三月三十一日まで		平成二十九年三月三十一日まで		平成三十年三月三十一日まで	
学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率
一・二〇	一・〇七	一・二〇	一・〇七	一・二〇	一・〇七	一・二二	一・〇七	一・二二	一・〇七	一・二二	一・〇七	一・二〇	一・〇七	一・二〇	一・〇七	一・一八	一・〇五
一・一八	一・〇五	一・一八	一・〇五	一・一八	一・〇五	一・一九	一・〇五	一・一九	一・〇五	一・一九	一・〇五	一・一八	一・〇四	一・一六	一・〇二	一・一六	一・〇二
一・〇九	一・〇三	一・〇九	一・〇三	一・〇九	一・〇三	一・〇九	〇・九八	一・〇九	〇・九八	一・〇九	〇・九八	一・〇八	〇・九七	一・一〇	〇・九九	一・一〇	〇・九九
一・〇八	一・〇一	一・〇八	一・〇一	一・〇八	一・〇一	一・〇八	〇・九七	一・〇九	〇・九七	一・〇九	〇・九七	一・〇八	〇・九六	一・〇六	〇・九四	一・〇六	〇・九四
一・〇五	一・〇一	一・〇五	一・〇一	一・〇五	一・〇一	一・〇四	〇・九三	一・〇四	〇・九三	一・〇四	〇・九三	一・〇三	〇・九二	一・〇一	〇・九〇	一・〇一	〇・九〇
一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	〇・九七	〇・九二	〇・九七	〇・九二	〇・九七	〇・九二	〇・九六	〇・九〇	〇・九五	〇・八九	〇・九五	〇・八九

平成二十一年三月三十一日まで		平成二十二年三月三十一日まで		平成二十三年三月三十一日まで		平成二十四年三月三十一日まで		平成二十五年三月三十一日まで		平成二十六年三月三十一日まで		平成二十七年三月三十一日まで		平成二十八年三月三十一日まで		平成二十九年三月三十一日まで	
学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率
一・〇三	一・〇三	一・〇三	一・〇三	一・〇四	一・〇四	一・〇五	一・〇六	一・〇六	一・〇七	一・二六	一・二二	一・二六	一・二二	一・二〇	一・〇七	一・二〇	一・〇七
一・〇二	一・〇二	一・〇三	一・〇二	一・〇三	一・〇三	一・〇四	一・〇四	一・〇四	一・〇五	一・二八	一・二〇	一・二八	一・二〇	一・一八	一・〇五	一・一八	一・〇五
一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇二	一・〇二	一・〇二	一・〇二	一・〇一	一・〇三	一・一八	一・一一	一・一八	一・一一	一・〇九	一・〇三	一・〇九	一・〇三
一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	〇・九九	一・〇一	一・一七	一・一二	一・一七	一・一二	一・〇八	一・〇一	一・〇八	一・〇一
一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇一	一・〇一	〇・九九	一・〇一	一・一四	一・一二	一・一四	一・一二	一・〇五	一・〇一	一・〇五	一・〇一
一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇一	一・〇一	〇・九九	一・〇一	一・一〇	一・一二	一・一〇	一・一二	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一

令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで		令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで		令和二年四月一日から 令和三年三月三十一日まで		平成三十一年四月一日から 令和二年三月三十一日まで	
学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率
一・〇一	一・〇二	一・〇一	一・〇二	一・〇一	一・〇二	一・〇二	一・〇二
一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇二	一・〇二
一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇一	一・〇一
一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二年十月から令和五年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成二年十月一日から令和五年三月三十一日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。

○文部科学省告示第四十一号
 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第一条の二第二項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を次のように定める。
 令和五年三月三十一日
 文部科学大臣 永岡 桂子

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、六九一円	一三、二〇七円
二十五歳以上三十歳未満	六、一九四円	一四、四一〇円
三十歳以上三十五歳未満	六、五七四円	一七、〇六七円
三十五歳以上四十歳未満	六、七八二円	一九、四五七円
四十歳以上四十五歳未満	七、一三九円	二一、二五八円
四十五歳以上五十歳未満	七、二二二円	二二、四四四円
五十歳以上五十五歳未満	七、一〇九円	二四、六二五円
五十五歳以上六十歳未満	六、六九八円	二四、八六三円
六十歳以上六十五歳未満	五、六五一円	二一、二四五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九八〇円	一五、八二七円
七十歳以上	三、九八〇円	一三、二〇七円

附則
 この告示は、令和五年四月一日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用する。